

令和 年 月 日

保護者 様

佐久市立高瀬小学校長
(公印省略)

インフルエンザによる出席停止について（通知）

学校保健安全法により病気の悪化と他の児童生徒への感染を防ぐため、下記により出席停止を指示します。家庭において医師と相談のうえ、適切な処置を取りますようお願いいたします。また、出席停止期間が「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」となっています。インフルエンザに感染した児童生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席になりません。なお、再登校するにあたって改めて「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示に従ってください。登校するときは下記「治癒報告書」を記入し必ず持参して登校し、担任へ提出してください。（保護者印をお願いします。）

----- キ リ ト リ セ ン -----

治 癒 報 告 書

※保護者が記入してください

佐久市立高瀬小学校長 様

年 東組 児童氏名

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

1、疾 患 名	インフルエンザ（ 型）
2、発症日（発熱等の症状が出た日）	年 月 日
3、受診した医療機関名	
4、医療機関 受診日	年 月 日
5、解熱した日	年 月 日
6、医師より療養が必要とされた期間（指示があれば）	年 月 日まで

年 月 日

保護者氏名 印

【参考】出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで」
発熱等症状がで出た日を記入し登校可能な日をご確認下さい。

		/	/	/	/	/	/	/	/	/
		発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
		発症後5日かつ、解熱後2日を過ぎないと登校できません								
解熱した日	1日目	0日目	解熱	解熱後1	解熱後2			登校可		
	2日目			解熱	解熱後1	解熱後2		登校可		
	3日目				解熱	解熱後1	解熱後2	登校可		
	4日目					解熱	解熱後1	解熱後2	登校可	
	5日目						解熱	解熱後1	解熱後2	登校可